

## 暴言・暴力・迷惑行為への対応について

次のような暴言・暴力・迷惑行為があった場合、退去を命ずる或いは警察介入を依頼することがあります。

1. 大声や奇声、暴言または脅迫的な言動により、他の病院利用者や病院職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
2. 来院者および病院職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合
3. 解決しがたい要求を繰り返し行い、病院職員の業務を妨害すること（必要限度を超えて面会や電話等を強要する行為等）
4. 病院職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為をすること
5. 正当な理由もなく院内に立ち入り、長時間とどまること
6. 医療従事者の指示に従わない行為（飲酒・喫煙・無断離院等）
7. 病院側の上承を得ず撮影や録音をすること
8. 謝罪や謝罪文を強要すること
9. 院内の機器類の無断使用、持ち出し、または器物破損行為
10. その他、他の病院利用者や病院の迷惑と判断される行為、および医療に支障をきたす迷惑行為

このような行為は当事者と医療関係者との信頼関係を損ないます。  
予めご了承いただくと共に、ご理解とご協力をお願いいたします。